



# 山形県公報

平成22年7月9日(金)  
第2158号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) …791
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) …792
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) …同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) …793
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) …同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) …同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) …794
- 山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更……………(庄内総合支庁水産課) …同
- 公共測量の実施の通知……………(用地課) …795

### 公安委員会関係

#### 告 示

- 運転免許取得者教育の認定の変更の届出……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………796

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課) …同
- 一般競争入札の公告……………(建設企画課) …797
- 警備業法第23条第1項の規定による検定の実施……………(公安委員会) …799

## 告 示

### 山形県告示第592号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成22年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団やまのべ耳鼻咽喉科	東村山郡山辺町大字山辺1115-7	平成22. 5. 1

甲州耳鼻咽喉科医院	村山市駅西19番26号	同
林内科・レディースクリニック	山形市成沢西二丁目1番21号	同
あこや町ゆうきデンタルクリニック	山形市あこや町一丁目2番15号	同 5.14
茂木調剤薬局	西村山郡河北町谷地字月山堂408-4	同 5.17
九木原歯科診療所	酒田市宮野浦一丁目2番1号	同 5.18
石田おさむ歯科医院	鶴岡市文園町4番10号	同 5.22
柴崎歯科	天童市久野本二丁目7番11号	同 5.24
しばた歯科医院	最上郡金山町大字金山922-3	同 6.1
平沢歯科医院	山形市上町五丁目9番10号	同

#### 山形県告示第593号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成22年7月9日

山形県知事 吉村美栄子

指定施術機関の名称	開設者	指定施術機関の所在地	指定年月日
東北中央接骨院	神保敬二	山形市あかねヶ丘三丁目9番16号	平成22. 3.16
禁町鍼灸整骨院	星川順一	尾花沢市禁町四丁目3番1号	同 6.7

#### 山形県告示第594号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年7月9日

山形県知事 吉村美栄子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
やまのべ耳鼻咽喉科	東村山郡山辺町山辺1115-7	平成22. 4.30
甲州耳鼻咽喉科医院	村山市駅西19番26号	同
林内科・レディースクリニック	山形市成沢西二丁目1番21号	同

九 木 原 歯 科 診 療 所	酒田市宮野浦一丁目2番1号	同	5.17
-----------------	---------------	---	------

## 山形県告示第595号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
医療法人いぶき会 宝田整形外科クリニック  
鶴岡市宝田一丁目9番80号
- 届出の内容

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
宝田整形外科クリニック	医療法人いぶき会 宝田整形外科クリニック	平成22. 4. 2

## 山形県告示第596号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成22年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ケアステージとこしえ長崎	通 所 介 護 介護予防通所介護	東村山郡中山町あおば16番地11	平成22. 5. 1
デイサービス福沢	通 所 介 護 介護予防通所介護	東置賜郡高島町大字福沢564番地	同 5.27
指定通所介護事業所 瑞穂の郷	通 所 介 護 介護予防通所介護	鶴岡市羽黒町細谷字北田128番地1	同 6. 1
デイサービスカナン	通 所 介 護 介護予防通所介護	新庄市金沢新町2864番地	同 6. 2
蔵王やすらぎの里 指定地域密着型認知症対応型通所介護事業所	認知症対応型通所介護	山形市蔵王上野920番地	同 6.16

## 山形県告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成22年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスむくどり	通所介護 介護予防通所介護	山形市蔵王成沢890番地の4	平成22. 6.15

**山形県告示第598号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成22年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地

ハッピー天童・ヘルパーステーション

天童市久野本四丁目15番20号 ヤハギビル2F-C

## 2 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
天童市東本町一丁目2番18号	天童市久野本四丁目15番20号 ヤハギビル2F-C	平成21. 12. 15

**山形県告示第599号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成22年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 変更した事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項のうち第一種特定海洋生物資源の平成21年の知事管理の対象となる漁期及び数量

## (2) 変更した内容

イ 変更前

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる漁期	本県に定められた数量
ず わ い が に	7 月 から 翌 年 6 月	37トン

ロ 変更後

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる漁期	本県に定められた数量
ず わ い が に	7 月 から 翌 年 6 月	42トン

## 2 (1) 変更した事項

第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量等に関する事項のうち第一種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理の対象となる漁期及び数量

## (2) 変更した内容

## イ 変更前

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる漁期	本県に定められた数量
すけとうだら	4月から翌年3月	若干
まあじ	1月から12月	若干
ずわいがに	7月から翌年6月	(注)
するめいか	1月から12月	若干

(注) ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

## ロ 変更後

第一種特定海洋生物資源	管理の対象となる漁期	本県に定められた数量
すけとうだら	4月から翌年3月	若干
まあじ	1月から12月	若干
ずわいがに	7月から翌年6月	37トン
するめいか	1月から12月	若干

## 山形県告示第600号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年7月9日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域  
鶴岡市藤島
- 2 公共測量を実施する期間  
平成22年7月5日から同年10月29日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（一般国道345号整備計画に伴う基準点及び平面図の作成）

## 公安委員会関係

### 告 示

## 山形県公安委員会告示第6号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成22年7月9日

山形県公安委員会  
委員長 中山 眞 一



- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 42.82立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- イ マックスバリュ東北株式会社
- (イ) 開店時刻 午前9時
- (ロ) 閉店時刻 午後11時
- ロ その他未定
- (イ) 開店時刻 午前9時
- (ロ) 閉店時刻 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後11時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

- 8 届出年月日  
平成22年6月24日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成22年11月9日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県電子閲覧システム運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。  
平成22年7月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成22年8月20日（金） 午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県電子閲覧システム運用管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成22年10月1日から平成26年6月30日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち6箇月分に相当する金額により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

(1)から(6)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(6)から(10)までに掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成22年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成22年1月22日付け県公報第2111号）により公示された資格を有すること。

- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。プライバシーマークの使用許諾を受けていない場合にあつては、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
  - (5) 過去5年以内に2の(1)の役務の調達に係るシステムと類似のシステムに係る運用管理業務又は開発業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託し、当該業務の主たる部分を実施した実績があることを含む。）を証明できること。
  - (6) 提供される役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。
  - (7) 共同企業体のすべての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
  - (8) 共同企業体のいずれかの構成員が(5)の要件を満たしていること。
  - (9) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。また、代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
  - (10) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 電話番号023(630)2685
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県県土整備部建設企画課システム開発担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書及び3の(4)から(6)までに係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(4)から(6)まで、(8)及び(9)に係る事項を証明する書類。以下「証明書等」という。）を平成22年8月2日（月）午後4時までに提出すること。この場合において、証明書等を提出した者は、入札日の前日までに証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be procured: Operation Management Service for The Yamagata Prefecture Electronic Inspection System Iset
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. August 20, 2010
  - (3) Contact point for the notice: Construction Planning Division, Public Works Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2685

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定による検定を次のとおり実施する。

平成22年7月9日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 中 山 眞 一

1 検定の種別

雑踏警備業務2級

2 検定の期日及び場所

(1) 期日

平成22年10月9日（土）午前9時30分から午後5時まで

(2) 場所

天童市大字高揃1300番 山形県総合交通安全センター

3 検定対象者

検定対象者は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地が山形県内にある者とする。

4 受検定員

30人

5 受検手続

(1) 受検の申込み

検定を受けようとする者（以下「検定申請者」という。）は、その住所地又はその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する山形県内の警察署に、次に掲げる書類を添付した検定申請書を直接持参すること。ただし、検定申請者の住所地及びその者が警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地がいずれも山形県内にある場合にあつては、ア又はイに掲げる書面のうちいずれかを添付することを要しない。

ア 住所地が山形県内にある検定申請者にあつては、その者の住所を疎明する書面

イ 警備員でその者が属する営業所の所在地が山形県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの2葉

(2) 受付期間

平成22年8月2日（月）から同年8月6日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 検定手数料

13,000円

(4) 申込上の注意事項

ア 検定申請者の数が4の受検定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

イ 検定手数料は、山形県証紙で納付すること。

(5) 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署において交付する。

6 検定の順序等

検定は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

7 その他

(1) 検定当日は、筆記用具を持参すること。

(2) 本検定についての問い合わせは、山形県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話023(626)0110）又は山形県内の各警察署に行うこと。

平成22年 7月 9日印刷  
平成22年 7月 9日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056